

## 国民健康保険税率を改定します

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

医療費の増加などにより財政状況が厳しい状態が続いているため、平成 23 年度以来、10 年ぶりに税率を改定します。

区 分		令和 2 年度分	令和 3 年度分	増 減	内 容
医療分	所得割	9.60%	9.60%	—	医療費の支払いに 使用する財源
	均等割	2 万 5900 円	2 万 5900 円	—	
	平等割	2 万 3200 円	2 万 3200 円	—	
後期高齢者 支援分	所得割	2.40%	3.50%	+ 1.10%	後期高齢者医療 制度を支える財源
	均等割	6500 円	9800 円	+ 3300 円	
	平等割	5600 円	7600 円	+ 2000 円	
介護納 付金分 (※)	所得割	2.20%	2.90%	+ 0.70%	介護保険制度を 支える財源
	均等割	8900 円	1 万 900 円	+ 2000 円	
	平等割	4900 円	6100 円	+ 1200 円	

※介護納付金分は 40 歳以上 65 歳未満の加入者のみ

### ▶国民健康保険税（年税額）の算出方法

- 所得割 世帯の所得に応じて計算（加入者の課税標準額 × 税率）
- 均等割額 加入者人数 × 均等割
- 平等割 1 世帯当 × 平等割

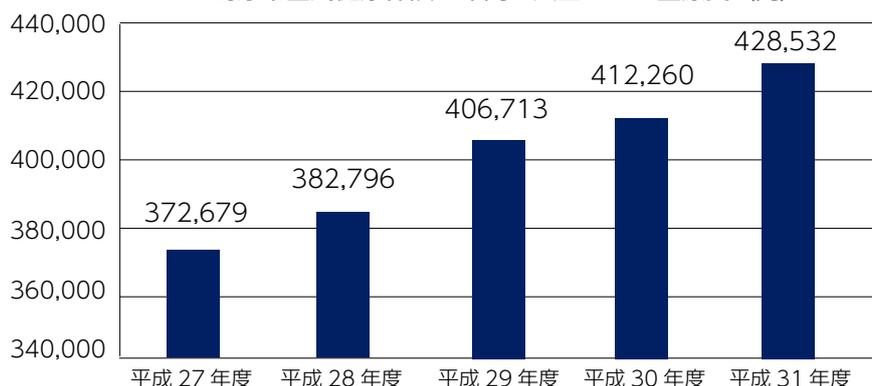


医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分（40 歳以上 65 歳未満の加入者のみ）のそれぞれを上計算式に当てはめ、合計した額が 1 年間分の国民健康保険税となります。納税通知書は 7 月中旬ごろ発送予定です。

国民健康保険事業の安定運営のため、納期限内の納付を心掛けましょう。便利な口座振替も利用してください。

## 医療費を抑えるために協力をお願いします

島原市国民健康保険 年間 1 人当たりの医療費（円）



1 人当たりの医療費は年々増加しており、直近 4 年間で約 15% も上昇しています。医療費を節約し、健全な国民健康保険財政のため、次の事項に協力してください。



### ▶特定健診や特定保健指導を受けましょう

病気の早期発見だけでなく、病気になる前の異常を発見したり、生活習慣病の予備軍を見つけ、生活習慣の改善（特定保健指導）を行います。

### ▶ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう

先発医薬品の特許が切れたあと、同じ有効成分・効き目（効能）や安全性が同等と認められた医薬品です。

開発費が抑えられるため、新薬より低価格な薬です。

### ▶適度な運動とバランスの取れた食事を心掛け、適正体重を維持しましょう

### ▶薬が余っていたら、医師や薬剤師に相談しましょう

### ▶問い合わせ先

- ・税の課税や納付に関すること 税務課
- ・制度や資格取得・喪失に関すること 保険健康課